

水道料金・下水道使用料 改定に関する説明資料 (パブリックコメント用)

実施期間:令和8年9月8日 から 令和8年10月7日



目次

I 料金改定の内容(案)

II 水道事業

I 水道事業の概要

- (1) 給水区域と施設
- (2) 給水人口と料金収入
- (3) 経営状況
- (4) 投資とその財源
- (5) 現状の課題

2 料金体系の設定

- (1) 現行の料金体系
- (2) 水道料金の算定
- (3) 料金体系の改定(案)

III 下水道事業

I 下水道事業の概要

- (1) 処理区域と施設
- (2) 処理人口と使用料収入
- (3) 経営状況
- (4) 投資とその財源
- (5) 現状の課題

2 使用料の改定方針

I 料金改定の内容(案)

八百津町上下水道料金検討委員会の審議結果を受けて、料金改定案を次のとおりとします。

1 料金改定の理由

人口減少等による収入の減少と施設の老朽化による更新費用の発生、また、近年の物価上昇に対応し、将来にわたり安全で安心な上下水道サービスを安定的に提供するため、料金改定が必要です。

2 実施時期及び改定率

① **水道料金** 令和9年4月(令和9年5月検針分)から平均20.7%の改定

② **下水道使用料** 今回は改定を実施しない

⇒令和12年3月(令和12年4月検針)までの3年間は持ち越し

3 水道料金の改定案

(主な一般家庭) 口径13mm (月額・税込み)

使用水量	現行(円)	改定後(円)	増加幅(円)
10m ³	2,233	2,695	462
20m ³	4,466	5,390	924
30m ³	7,029	8,470	1,441
40m ³	9,592	11,550	1,958
50m ³	12,155	14,630	2,475
60m ³	15,037	18,095	3,058

←主に、1人世帯の方が利用した影響額

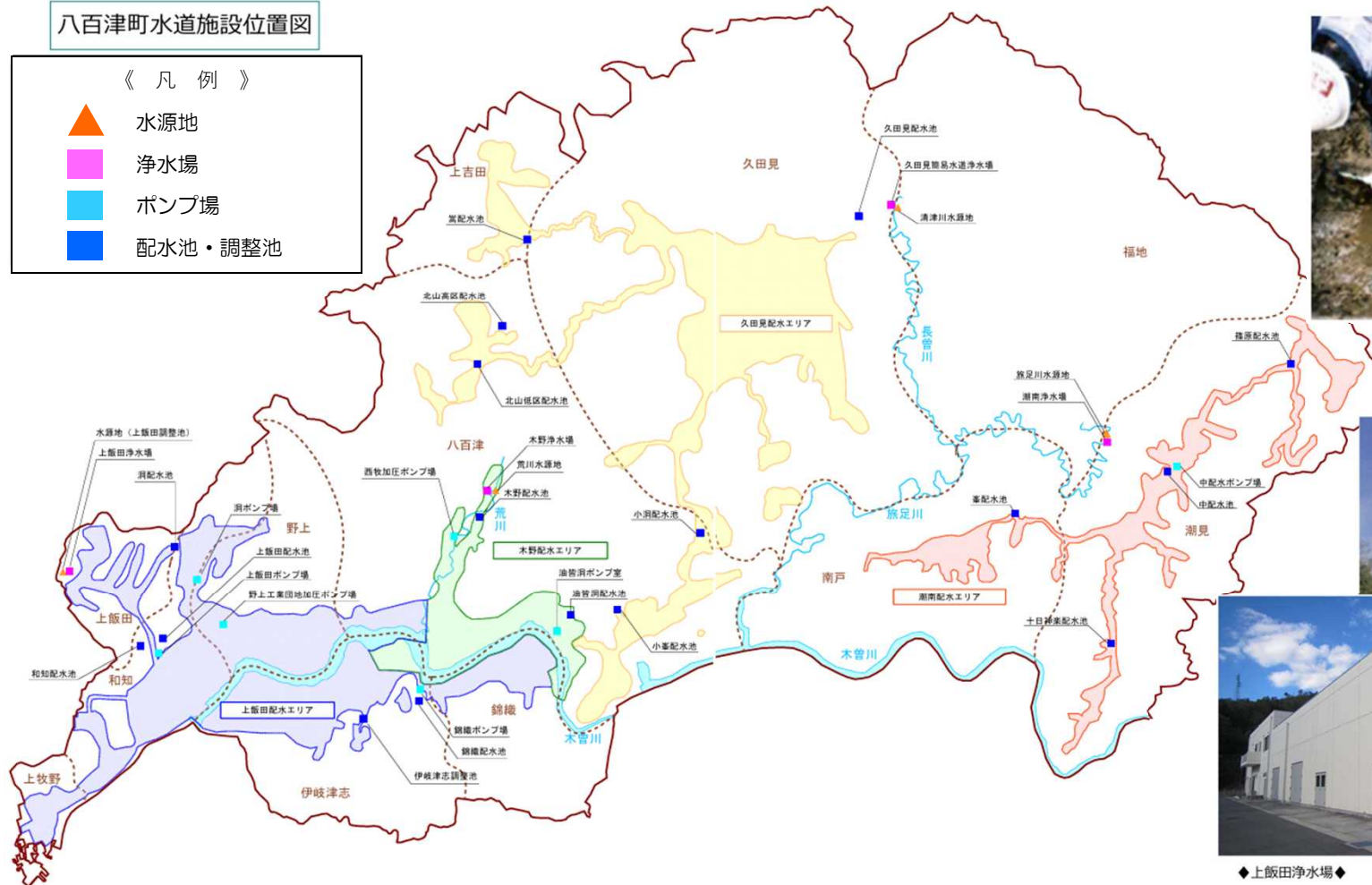
←主に、3~4人世帯の方が利用した影響額

〈Ⅱ 水道事業〉 | 水道事業の概要 (Ⅰ) 給水区域と施設

八百津町水道施設位置図

《 凡 例 》

- ▲ 水源地
- 浄水場
- ポンプ場
- 配水池・調整池



水道管老朽化による漏水



(出典: 国土交通省HPより)

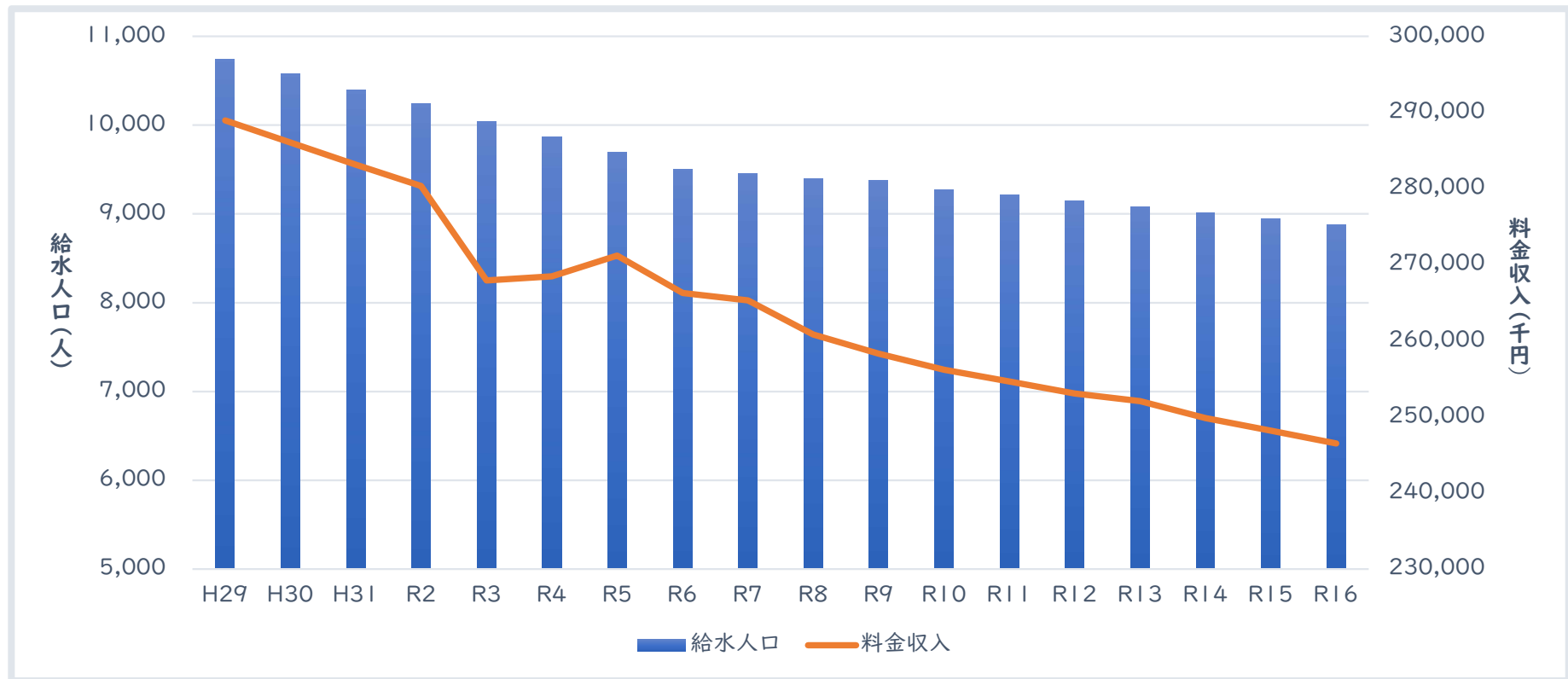
◆和知配水池◆



◆上飯田浄水場◆

- 本町の水道は4箇所の浄水処理施設を起点とし、17箇所の配水池と7箇所のポンプ場を経由し福地地区を除く町内全域に供給しています
- 令和7(2025)年度末で給水開始から71年が経過し、施設の老朽化が著しく浄水場の更新など大規模改修により、安全で安心な水の安定供給に努めてきました
- 今後は、管路の多くが耐用年数を超過することで、耐震化も含め更新工事が必要になります

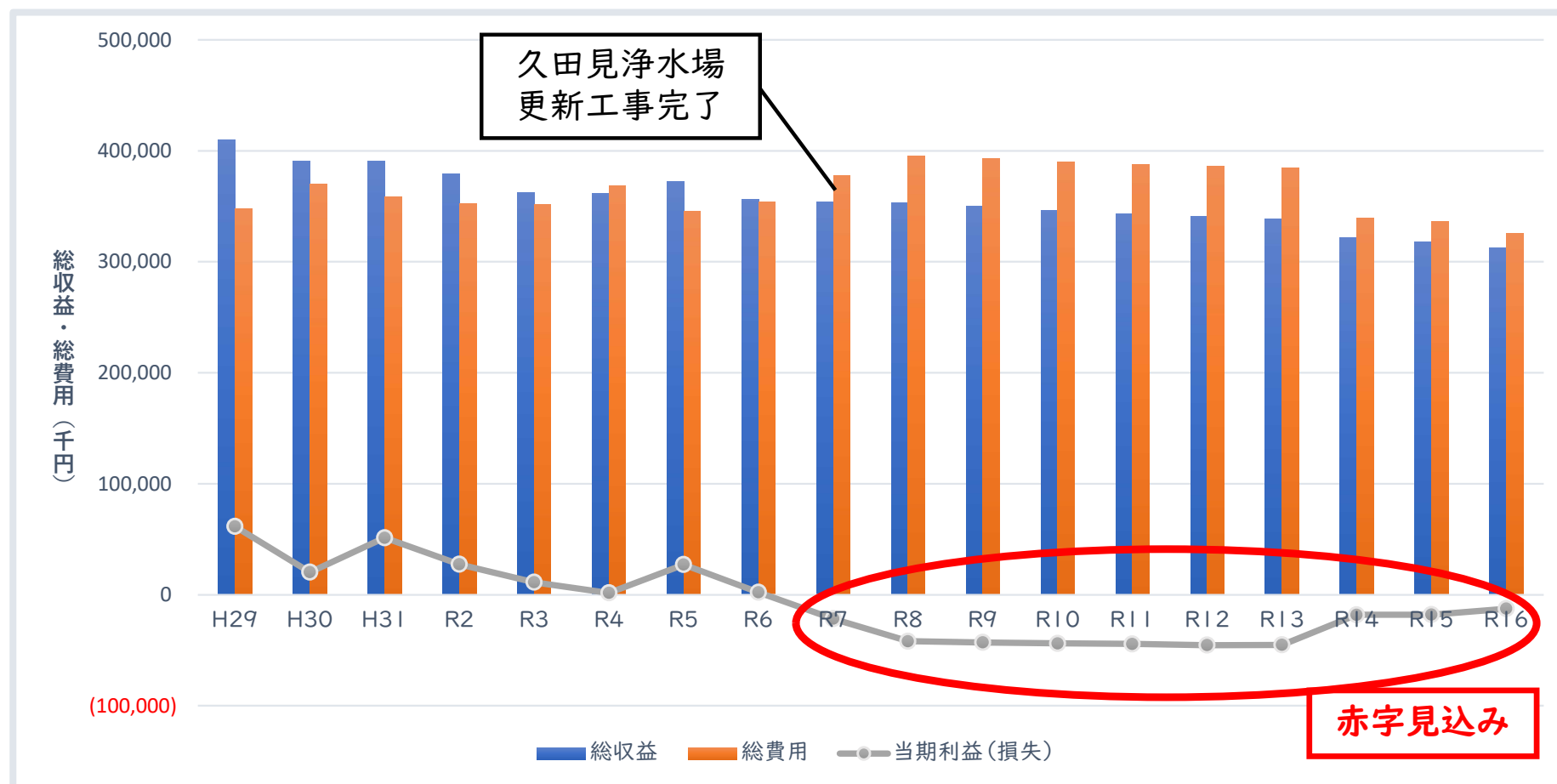
〈水道事業〉（2）給水人口と料金収入



- 人口減少や節水機器等の普及に伴い、料金収入は年々減少しています
- 給水人口は、令和15年度には9,000人を下回ると予想され、事業の収益基盤への影響が見込まれます

給水人口：特定の水道事業や給水施設から実際に水道水の供給を受けている人数を指します
料金収入：水道水を使用する住民や企業から徴収する「水道料金」による収入をいいます

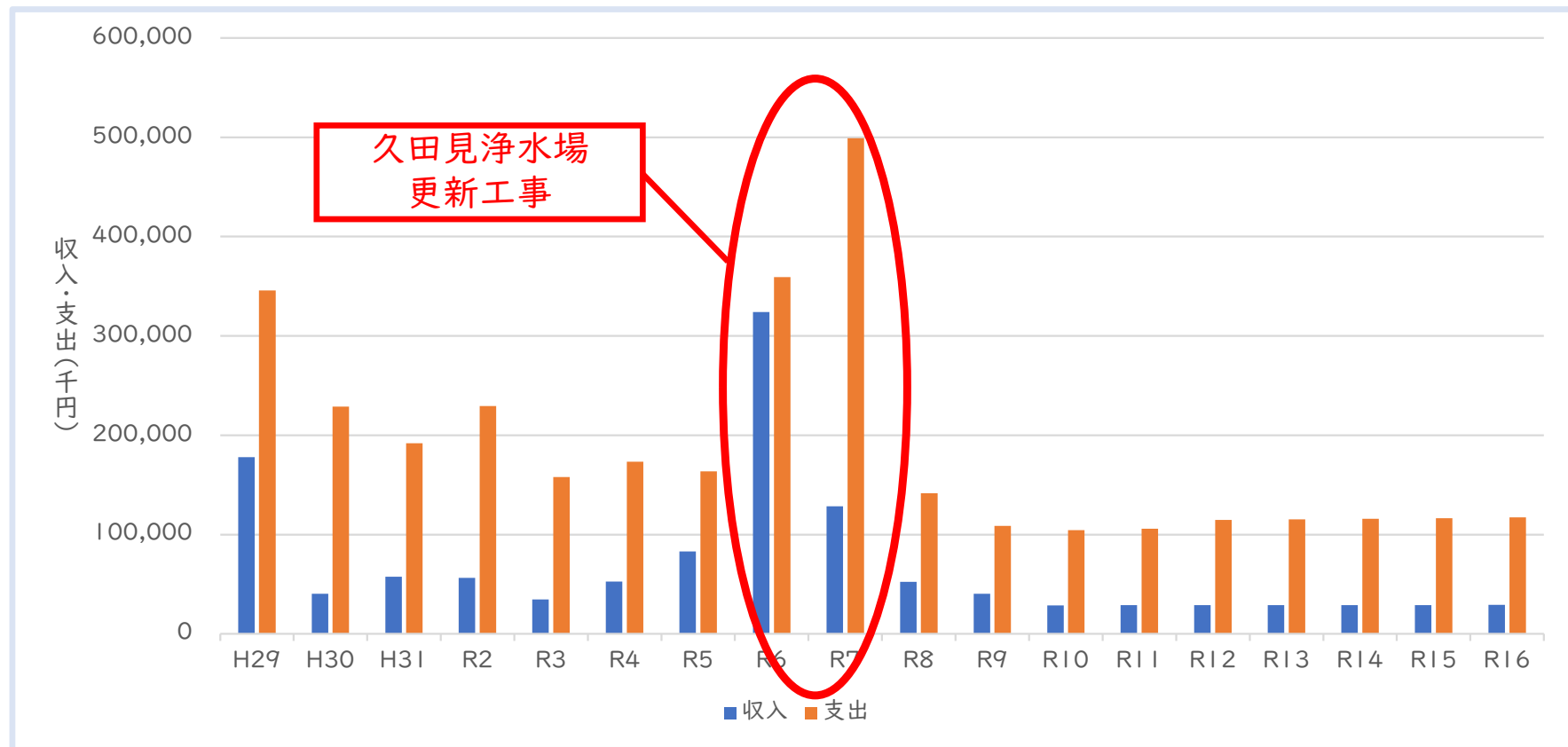
〈水道事業〉 (3) 経営状況



- ・「給水人口の減少」と「水道施設の老朽化」という、2つの大きな課題に直面しています
 - ・令和7年度に久田見浄水場の更新工事が完了、今後の減価償却費が固定費として発生します
 - ・近年の物価高騰により、動力費や修繕費も増加傾向にあります
- ⇒ 令和7年度以降の経営状況は**純損失(赤字経営)**の計上を見込んでいます
 (参考) 令和7年度：△22,000千円、令和8年度：△42,000千円

減価償却費：固定資産の取得原価をその資産の耐用年数で按分し、少しずつ費用化していくことです

〈水道事業〉（４）投資とその財源



- 令和6～7年度にかけて、久田見浄水場の更新工事により、支出が増加しています
⇒ 収入の増加は、久田見浄水場更新工事に関する補助金や借入金による一過性のものです
- 今後は災害時重要配水管や耐用年数を超過する配水管の更新が必要となります
⇒ 全国の**管路平均更新率0.6%**が町の目標です
配水管総延長は約170キロメートルあるため、**毎年1キロメートルずつ更新**が必要です
なお、現在の物価上昇により毎年更新に掛かる費用は、1億円相当を見込んでいます

管路平均更新率：当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握することができます

〈水道事業〉（５）現状の課題

現状の経営状況を踏まえると、

- ① 給水人口の減少により、**料金収入が減少傾向**
 - ② 近年の物価高騰により、**経費が増加傾向**
 - ③ 耐震化や水道施設及び管路の老朽化のため、更新工事を進めることが重要
- ⇒ **多額の資金**が必要となります



健全な事業経営の維持

独立採算制を堅持し、事業に必要な費用を料金収入で賄うという原則に立ち返る必要があります。料金回収率を100%以上に回復させ、財政的な安定を取り戻すことが急務です。



安全な水の安定供給

料金改定で得られる財源は、浄水場や老朽管路の計画的な更新に充当します。これは将来の断水や水質事故を防ぎ、災害に強い水道システムを構築するための未来への投資です。



世代間の公平性確保

必要な負担を先送りすることは、将来世代にさらに大きな負担を強いることになります。サービスを楽しむ現在の利用者が応分の費用を負担することが、世代間の公平性を保つ上で不可欠です。



今後も安心して安全な水を供給するには、料金改定が必要です

〈水道事業〉 2 料金体系の設定 (1) 現行の料金体系

基本料金(10 ^{m³} まで)(税抜き)		従量料金(1 ^{m³} につき)(税抜き)	
口径13mm 以下	2,030円	11 ^{m³} から20 ^{m³} まで	203.00円
口径20mm 以下	2,440円		
口径25mm 以下	2,820円	21 ^{m³} から50 ^{m³} まで	233.00円
口径40mm 以下	4,510円		
口径50mm 以下	6,050円	51 ^{m³} 以上	262.00円
口径75mm 以上	11,440円		

料金収入における
基本料金と
従量料金の割合

(現行料金の計算例)

【口径13mm、1ヶ月20^{m³}使用した場合】

基本料金：2,030円

従量料金：(20-10)^{m³}×203.00円= 2,030円

合 計：2,030円+2,030円= 4,060円(月額、税抜き) ⇒ 4,466円(月額、税込み)

※ 料金収入における基本料金と従量料金の割合について

少量使用者に対して必要改定率以上の負担がかかる可能性を踏まえ、今回の改定では**基本料金及び従量料金に同率を乗ずること**で、**現行の割合を維持**することとします

〈水道事業〉（２）水道料金の算定

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 原価算定方法 | 総括原価方式 |
| ② 料金算定期間 | 令和８～１２年までの５年間 |
| ③ 資産維持費 | 算入しない（改定率が大幅に上昇し現実的ではないため） |

総括原価を算定した結果

総括原価として必要となる経費は５年間で１５億５千２百万円となりましたが、同期間における現行の料金収入は１２億８千１百万円と試算され、**２億７千１百万円の不足**が生じます
この不足額を補完するための**料金改定率は２１.２％**となります

上下水道料金検討委員会の判断

- 更なる経費の抑制
- 使用者負担の抑制
- 事務処理が煩雑にならない料金設定
- 上記不足額を補い、料金回収率１００％を維持できる改定率の設定

結果

これらを満たすことができる最低限の改定率は**２０.７％**となりました

総括原価方式：財政計画の収支見通しから料金算定の基礎となる費用を積算し、料金総収入と総括原価が等しくなるように料金水準を決定する方法です

料金算定期間：料金算定の基礎となる原価を集計する期間をいいます

資産維持費：物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による費用の増大等に対応し、水道施設を維持するために必要な経費として料金に算入し、将来の施設建設、改良等に充当するものをいいます

〈水道事業〉（3）料金体系の改定（案）

■ 改定時期：令和9年4月1日 改定率 20.7%相当

改定案	基本料金（月額・税抜き）			
	口径	現行	改定後	増加幅
	13 mm	2,030 円	2,450 円	420 円
	20 mm	2,440 円	2,950 円	510 円
	25 mm	2,820 円	3,400 円	580 円
	40 mm	4,510 円	5,450 円	940 円
	50 mm	6,050 円	7,300 円	1,250 円
	75 mm -	11,440 円	13,800 円	2,360 円

将来にわたって事業の持続性及び健全な経営体制を確保できる現実的な水準として算出しました。

- ・総括原価方式より算出
- ・赤字経営の解消（計画期間中、黒字経営）
- ・料金回収率の100%相当の確保及び維持
- ・老朽化対策の工事資金確保

改定案	従量料金（税抜き）			
	使用水量	現行	改定後	増加幅
	1 - 10 m ³	—	—	—
	11 - 20 m ³	203 円	245 円	42 円
	21 - 50 m ³	233 円	280 円	47 円
	51 m ³ -	262 円	315 円	53 円

※現行の料金体系は平成4年4月1日改定したものです。

前回改定から約30年が経過しています。

※消費税率の引き上げのみ対応しています。

（改定料金の計算例）

【口径13mm、1ヶ月20m³使用した場合】

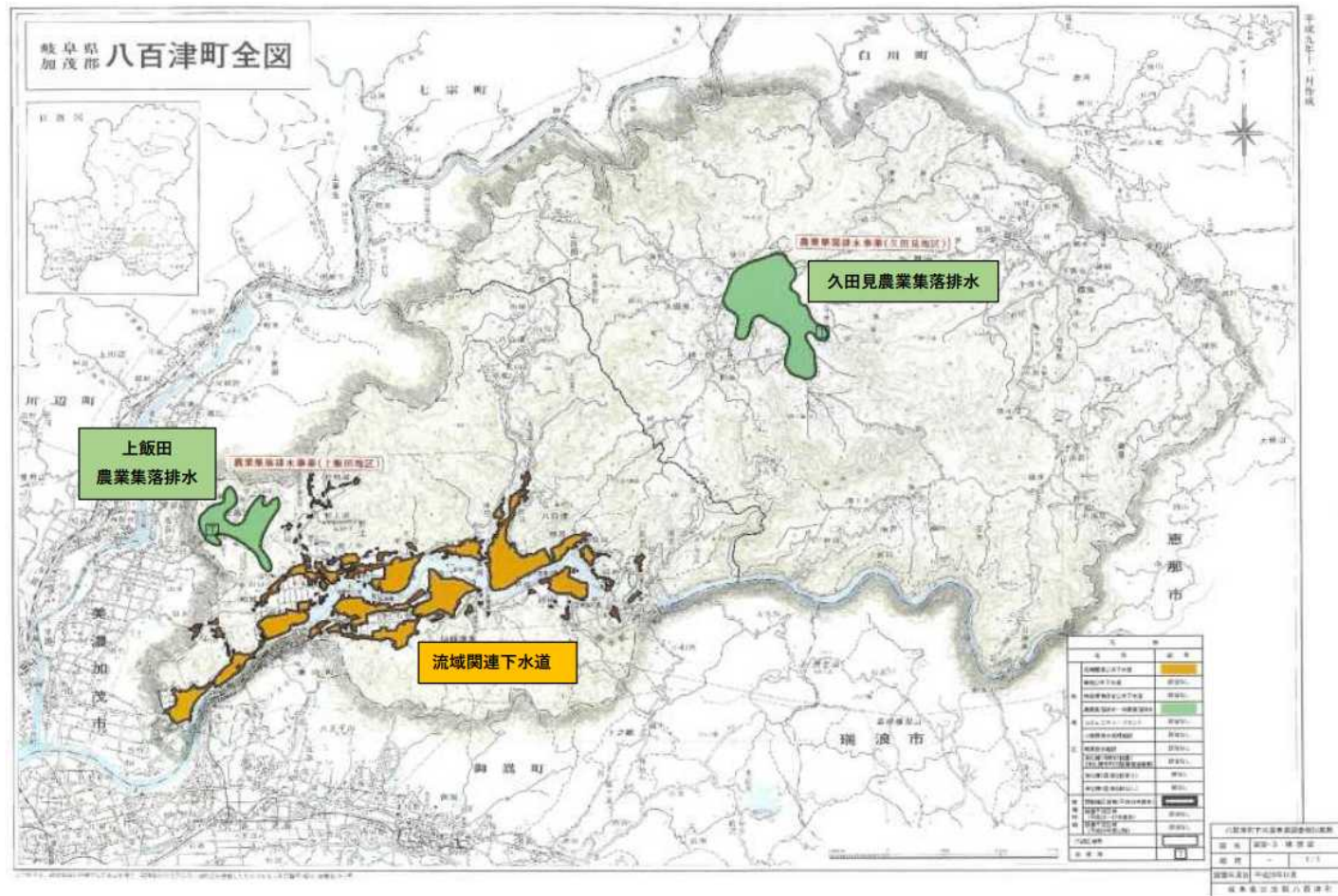
基本料金：2,450円

従量料金：(20-10) m³×245円= 2,450円

合 計：2,450円+2,450円= 4,900円（月額、税抜き） ⇒ 5,390円（月額、税込み）

※ 改定前4,466円（月額、税込み）と比べ**924円の増加**となります

〈Ⅲ 下水道事業〉 I 下水道事業の概要 (I) 処理区域と施設



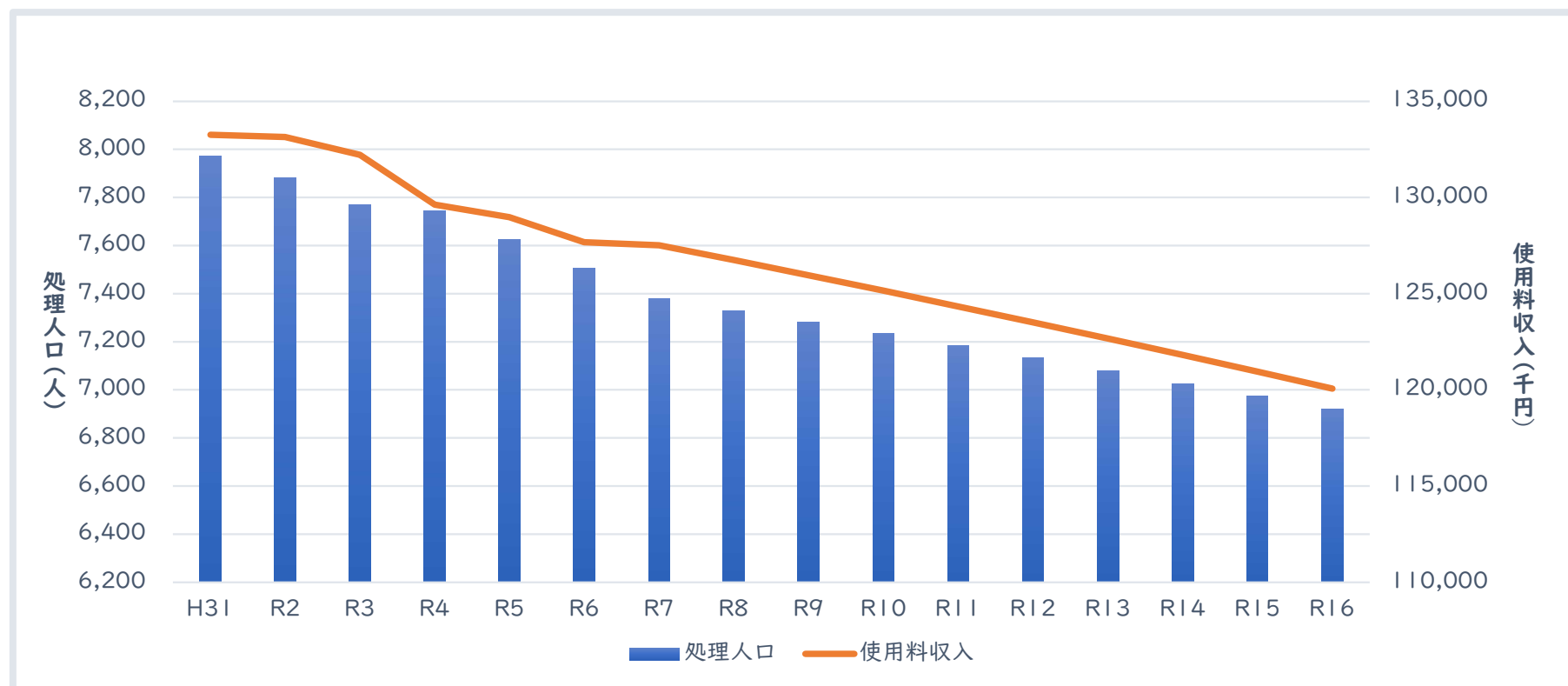
下水道の老朽化やコンクリートの腐食による陥没



(出典:国土交通省HPより)

- 本町の下水道は**流域関連下水道**と**農業集落排水**があります。流域関連下水道は、岐阜県が主体となり、岐阜市・美濃加茂市・八百津町など4市6町が広域で処理しています。農業集落排水は、2箇所処理しています
- 令和7(2025)年度末で**供用開始から29年**が経過しました。老朽化すると、下水道管の腐食による道路の陥没や、処理場の機能低下によるトイレやキッチンなどの使用不可につながり住環境の悪化が懸念されます
- 今後は、一斉に更新時期を迎えることとなり、**インフラ更新に多額の費用**が発生します

〈下水道事業〉（2）処理人口と使用料収入

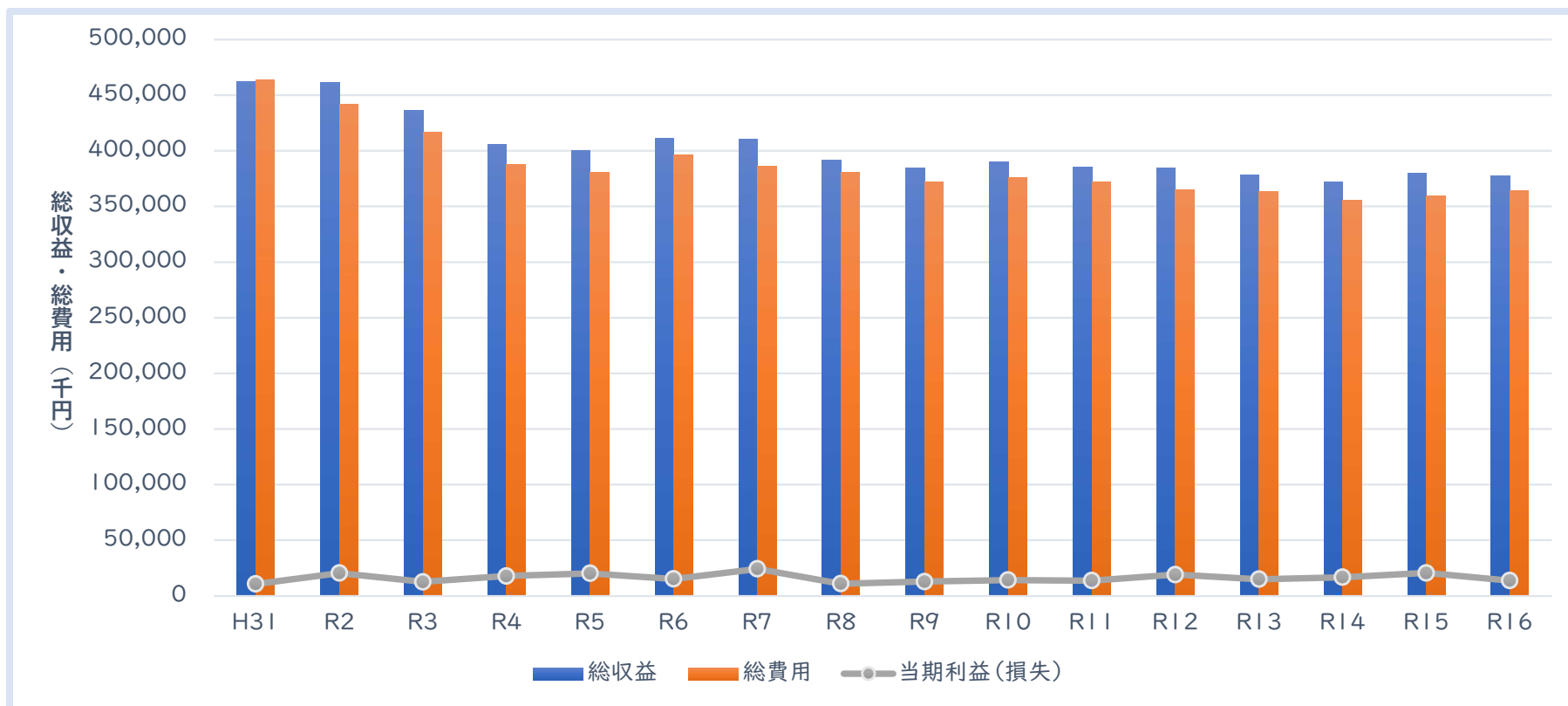


- 人口減少に伴い、使用料収入は年々減少しています
- 町内の処理区域内整備は完了しているため、処理人口が大きく増加することは望めません
- 下水道普及率は全国平均を上回っているため、今後の更なる拡大は望めません

処理人口：下水道の終末処理場で汚水进行处理できる区域に住んでいる人数を指します

使用料収入：下水道を利用している住民や企業から徴収する「下水道使用料」による収入をいいます

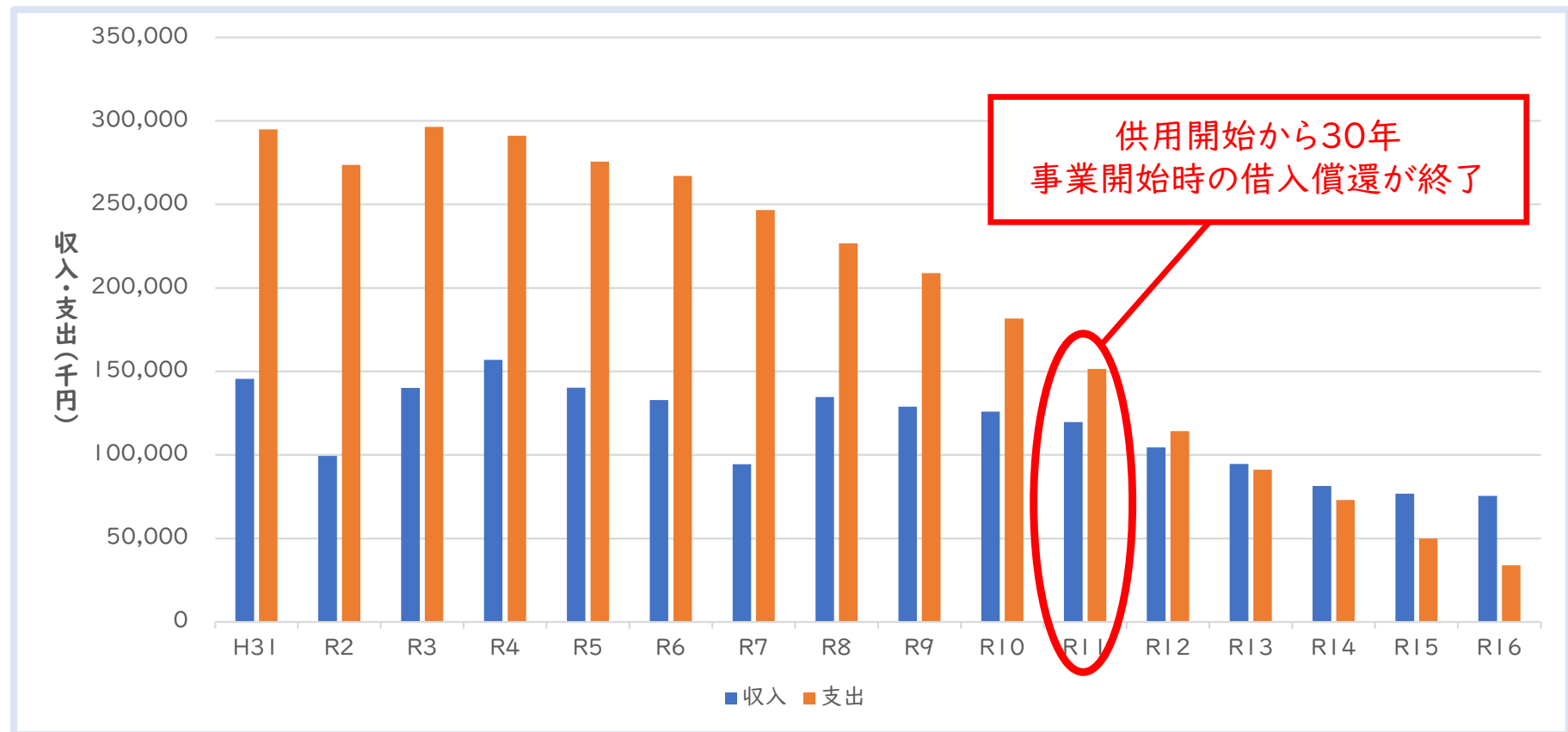
〈下水道事業〉（3）経営状況



- 使用料収入だけでは汚水処理費を賄いきれないため、毎年、一般会計からの基準外繰入金により成り立っています（令和7年度は33,000千円）
- 流域下水道・各務原浄化センターの汚水処理に掛かる経費が増加傾向です
（参考） 1m³あたりの汚水処理単価
（平成31年度）56円⇒（令和6年度）62円⇒（令和9年度）70円予定

基準外繰入金：使用料などの収入だけでは不足する場合、一般会計が拠出している収入です

〈下水道事業〉（４）投資とその財源



- 主な支出は、事業開始時の借入の元金償還です
⇒R11年度に借入償還が終了し、以降はピーク時より2億円ほど支出が減ります
- 今後はマンホールポンプや、県が維持管理する各務原浄化センターの更新が必要となります

マンホールポンプ：自然流下で流すことのできない場所から生活排水をくみ上げて処理場へ送るポンプ設備です。道路などのマンホールの中にポンプが埋設設置しています。

〈下水道事業〉（５）現状の課題

現状の経営状況を踏まえると、

- ① 処理人口の減少により、**使用料収入が減少傾向**
- ② 近年の物価高騰により、**汚水処理経費が増加傾向**
- ③ 経費の不足分は**一般会計（基準外繰入金）が補填**

実質**赤字経営**が続く見込みです

- ④ 浄化センターの経費負担や管路の老朽化に伴う更新投資が今後増加

⇒ **更新計画及び資金計画**を明確にする必要があります



今後も衛生的で安全な環境を守るには、使用料改定が必要です

〈下水道事業〉 2 使用料の改定方針

1. (岐阜県)流域関連市町が負担する費用の見直し

R9年度～ : (維持管理費) 1 m³につき57円 ⇒ 65円に改定

R12年度～ : (資本費) 1 m³につき5円 ⇒ 改定率は未定

2. (岐阜県)汚水処理構想及びストックマネジメントの更新

R9年度：岐阜県により同計画を更新予定のため、八百津町も更新を予定

3. 公共下水道整備時の初期投資に係る借入償還の終了

R11年度：下水道事業に関する借入償還のピークが終了し、収支バランスが大きく変化

- 今後、岐阜県の計画更新等に合わせ、八百津町としての計画も更新する必要があります
- 公共下水道整備に関する借入償還のピークを越えると、一般会計繰入金に依存した経営が終了します



下水道料金の改定は令和12年度以降に持ち越し、今回の改定は“水道料金”のみとします
(上下水道事業全体として、料金改定を段階的に対応する方針)